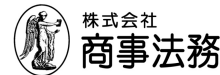


[2023年版]

# BtoC-Eコマース主要法制の必須知識と最新動向

～サイト表示や利用規約を景表法、特商法、消契法、民法等の観点から概観～

セミナー番号:11230824



——法務・総務部門担当者向けに、景表法、特商法、消費者契約法を中心に、Eコマースビジネスに必須となる基礎知識の確実な習得から、最新の論点・動向を解説。

## 主要講義項目

### I BtoC-Eコマースビジネスモデルのポイントと関連する規制等の枠組み

…消費者保護法を中心に横断的に整理

### II BtoC-Eコマースビジネスで留意すべき景表法の論点と実務の考え方（広告規制）

…ウェブサイトにおける表示の特徴

打消し表示に関する考え方（強調表示と同一ページに示す打消し表示〔同一視野か否か〕、強調表示と異なるページに示す打消し表示〔強調表示付近にハイパーリンクを付すか否か〕の可否及び条件（関連して、名古屋地判2019年12月26日（2019WLJPCA12266009）、名古屋高判2021年9月29日（2021WLJPCA09296004）の検討）  
ウェブページへの動画掲載への対応  
アフィリエイト広告に関する対応  
ステルスマーケティング規制に対する対応など

### III BtoC-Eコマースビジネスで留意すべき特定商取引法の論点と実務の考え方（広告規制等）

…対応が必要な広告及び最終確認画面該当、広告及び最終確認画面において求められる対応、特商法施行令改正に伴ういわゆるアップセル・クロスセルに関する規制、「電子メール広告」に関する規制に関する解説を含む

### IV BtoC-Eコマースビジネスで留意すべき消費者契約法上の論点と実務の考え方（主に不当条項規制）

…差止請求事例や差止請求訴訟判決の解説、考えられる対応策の解説を含む

※ 講義終了後、講義の内容等について受講者から講師に質問できる質疑応答の時間を設定しています。

（講義時間：約3時間（講義＋質疑応答））

## ●講師紹介●

古川昌平（ふるかわ しょうへい） 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

2007年12月弁護士登録。大江橋法律事務所（大阪事務所）。2014年4月～2016年3月、任期付職員として消費者庁にて勤務し、景表法改正法の立案や施行準備業務等を担当。同年4月～大江橋法律事務所（東京事務所）。  
主な取扱分野は、消費者庁等による調査対応、適格消費者団体対応、BtoC-Eコマースに関するものを含む、多様な広告・表示や約款・規約に関するコンサルティング、景品規制対応コンサルティングなど。  
主な著作として『エッセンス景品表示法』（商事法務、2018）、「Eコマース実務対応（規約作成上の留意点等）」（全12回・共著）（NBL、1176～1206号）、同連載を書籍化した共著『BtoC-Eコマース実務対応』（商事法務、2022年）。

## 開催日程・開催場所・申込期限

◇本講は会場開催セミナーです◇

- 開催日程：2023年8月24日(木)14時～17時
- 開催場所：株式会社商事法務 会議室(東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階)
- 定員：40名(先着順) ● 申込期限：2023年8月23日(水) ● 受講料(1名分)：33,000円(税込)

※ 受講者には、講師著書『BtoC Eコマース実務対応』(2022年8月、商事法務)を無料贈呈いたします。


※ 受講制限のお知らせ:法律事務所にご所属されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承ください。

※お申込方法等は、裏面をご覧ください。

## 講座開設の趣旨

- ▶インターネット環境の整備やスマートフォンの普及のほか、新型コロナウイルス感染症を経て生活様式が大きく変化したことを受け、BtoC-Eコマースの浸透が進んでいます。
  - ▶企業がBtoC-Eコマース事業を行うに際しては、ウェブサイト等での広告、勧誘、約款・利用規約等の整備を検討する必要があります。その際、景表法、特定商取引法、民法、消費者契約法等の様々な法律を意識する必要がありますが、行政ルールや民事ルールが交錯し、具体的に適用される法的規制が見えにくい側面があります。
  - ▶消費者保護の推進の流れを受け、B to C-Eコマースに関する法改正等の動きも頻繁であり、2023年前半には次のような動きが見られます。
    - ・3月 いわゆるステルスマーケティングを規制する「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」(内閣府告示第19号)の制定
    - ・5月 景品表示法改正法成立
    - ・6月 2022年消費者契約法改正法の施行、特商法施行令改正政令の施行また、2022年には、SDGsに関連して社会的な関心が高まっている環境訴求表示について計10件の措置命令が行われたほか、No.1表示について客観的な調査方法によるものでなかったことを理由に措置命令が行われた事例などが登場しています。  
法務担当者にとっては、これらの動きについて適切な範囲で確認し、関連法分野の基礎知識の確実な習得と、定期的なアップデートを行うことが肝要です。
  - ▶そこで、消費者庁での勤務経験があり、本分野での著作も多数ある講師を迎え、企業の法務・総務部門の担当者向けに、景表法、特定商取引法、消費者契約法を中心に、Eコマースビジネスに必須となる基礎知識の確実な習得から、最新の論点・動向のアップデートまでに資するセミナーを開講いたします。
- ※ 法律事務所にご所属されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承ください。

## お申込要領・ご注意事項

- 受講のお申込みは、下記QRコードのご案内画面からWEB上にてお申し込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。お申込みの受付後、請求書を郵送いたします。
  - 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。特にお申出のない限り、銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
  - 講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについての講義資料等発送後は、キャンセルは一切お受けできません。ご送付する請求書に従ってお振込みください。
  - ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
  - 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
  - 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
  - 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
  - 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
  - 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えいただき、代理の方のご出席をお願いいたします。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。
  - 申込先 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 (日本橋フロント3階)  
株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール (URL: <https://www.shojihomu.co.jp/>)  
電話: 03 (6262) 6761 (ダイヤルイン) Eメール: [law-school@shojihomu.co.jp](mailto:law-school@shojihomu.co.jp)
- 本セミナーの案内画面 → 

切り取らないでください

## 〈有料セミナー〉受講申込書

株式会社 商事法務 行

申込日: 2023年 月 日

FAX. 03-6262-6802

●お申込欄中、※印の部分は必須でご記入願います。

講座名:『 [2023年版] BtoC-Eコマース主要法制の必須知識と最新動向』(受講料: 33,000円(税込) 1名分)

※社名	※住所	(〒 - )	
※部署名:			
業種:	※TEL.	-	-
※受講者名	※受講者のEメールアドレス	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験	今後のご案内の要否(注)
		約 年 約 年	郵送希望 Eメール希望

(注)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んでください。↑